

うるま市会計年度任用職員 募集案内

募集職種	家庭相談員（採用予定人数：4名）
募集条件等	別紙募集要項を参照
資格要件	※募集要項参照
区分	パートタイム会計年度任用職員（週36時間15分勤務）
受付期間	令和8年2月6日（金）～令和8年2月13日（金）
提出書類	うるま市会計年度任用職員申込書（会任申込専用の履歴書様式） ※必要に応じ、書類等の提出を求めることができます。
提出先	うるま市みどり町1-1-1 うるま市役所 子育て包括支援課（東棟2階7番）
提出方法	子育て包括支援課 家庭相談係へ提出（郵送可）
選考方法	1次選考（書類審査） 2次選考（面接選考）
合否通知	選考審査後、1週間以内に電話又は文書にて通知

【留意事項】

- 下記に掲げる（1）～（3）の事項に該当しないことをご確認の上、申込書をご提出ください。
 - 禁錮以上の刑に処され、その執行を終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの者
 - うるま市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法または、その下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他その団体を結成し、またこれに加入した者
- 選考に関する申込書類等は、原則として返却しません。
- 採用に関しては、各年度の予算成立が条件となりますので、あらかじめご了承ください。

お問い合わせ先 うるま市役所 子育て世代包括支援センター
家庭相談係 担当：玉城・久高 098-973-5041（直通）

会計年度任用職員募集要項

うるま市役所 こども未来部
子育て包括支援課

TEL 098-973-5041 FAX 098-979-7026

事業所名	うるま市役所 こども未来部 子育て包括支援課
職種	家庭相談員
年齢	不問
採用人数	4名
雇用期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日（契約更新の可能性あり）
就業場所	うるま市役所 こども未来部 子育て包括支援課 (うるま市みどり町一丁目1番1号 東棟2階)
仕事の内容	・児童に関する相談業務（虐待対応・養育相談・家庭支援等） ・その他子育て包括支援課長が指示する業務
学歴	不問
必要経験	※パソコン操作の出来る方優遇（ワード、エクセル）
必要資格	<p>※①から⑧に関しては、いずれかを満たしているもの</p> <p>①学校教育法に基づく大学または旧大学令に基づく大学において、心理学、教育学もしくは社会学を専修する学科又はこれに該当する課程を修めて卒業した者で、厚生労働省令で定める施設において1年以上児童その他の者に関する相談援助業務に従事したもの ②社会福祉主事の資格を得た後、3年以上児童福祉事業に従事した者 ③児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第21条第6項に規定する児童指導員 ④看護師 ⑤社会福祉士となる資格を有するもの ⑥精神保健福祉士となる資格を有するもの ⑦保育士 ⑧教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に規定する普通免許状を有するもの ⑨普通自動車免許（必須）</p>
給与（報酬）	254,359円～261,000円
給与締切日	月末
給与支払日	翌月20日
通勤手当	2km以上で距離や通勤方法に応じて支給。上限あり
期末手当	一定の要件を満たす場合に支給 【令和8年4月1日任用の支給例 6月末日(2.325ヶ月分×30%)、12月末日(2.325ヶ月分)】
社会保険	健康保険、厚生年金、雇用保険
災害補償	沖縄県市町村非常勤職員公務員災害補償等組合補償又は労働者災害補償法に基づく補償
服務規程	地方公務員法に規定される服務に関する規定が適用され懲戒処分の対象 (服務の宣誓、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限、争議行為の禁止、営利企業等への従事等の制限) ※パートタイム会計年度任用職員は営利企業従事(兼業)制限は対象外となりますが、届出が必要となります。
就業時間	①8：30～16：45（休憩12:00～13:00） ②9：00～17：15（休憩12:00～13:00）週5日勤務(月～金) ※①或いは②のいずれかの7時間15分勤務
時間外勤務	場合によっては有
定年	なし

休日	土日祝祭日、慰霊の日、年末年始
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・条件付採用となり、採用日から1月経過後に正式採用 ・年次有給休暇 10日/年 ・夏季休暇(有給) 3日 ・規則で定める特別休暇 ・職員専用の駐車場はありませんので、自家用車で通勤する場合は、周辺の月極駐車場等をご自身で確保してください。
選考方法	1次選考（書類審査）、2次選考（面接選考）にて合否を決定する。
担当者	こども未来部 子育て包括支援課 家庭相談係 玉城・久高
連絡先	098-973-5041（家庭相談係直通）

※本件は令和7年度予算の成立が条件となります。

※関係条例、規則等の改正が行われた場合は、その定めるところにより変更となります。